

保健 health

麻しん風しん予防接種が実施されます

平成20年度から5年間にわたって、中学校1年生と高校3年生の年齢に相当する方を対象にして、麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を実施しています。

対象者には、個別に通知します。詳しい内容は、通知で確認してください。



▶対象者

- ・中学校1年生の年齢に相当する方
平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ
- ・高校3年生の年齢に相当する方
平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ

▶期 間

平成21年4月1日～平成22年3月31日

▶場 所 町内の委託医療機関

妊婦健康診査の助成回数が増えます

4月1日から、妊婦健康診査の助成回数が、5回から14回に拡充されました。

妊婦健康診査受診票は、母子健康手帳と一緒に交付しています。

また、妊娠届け出の妊娠週数によって、受診票の交付枚数が変わりますので、妊娠がわかりましたら、保健センターまで届け出ください。

なお、県外医療機関や助産院での妊婦健康診査も新たに助成の対象となりました。

▶交 付 窓 口 保健センター

▶持参するもの 印かん

▶経 過 措 置

3月31日までに受診票を交付している妊娠中の方には、妊娠週数に応じて4月1日から新受診票を交付しています。

対象者には、個別に通知しています。詳しい内容は、通知で確認してください。



▶問い合わせ先 保健センター
☎282-1111

- ▼問い合わせ先
被保険者証(緑色)、印かん
- ▼持参するもの
7月下旬に保険証を郵送予定です。
- ▼国民健康保険加入の方へ
国民健康被保険者証の有効期限は、3月31日までとなっています。4月1日からの新しい保険証の更新手続きが済んでいない方は、早急に保険係の窓口で手続きしてください。

ただし、国民健康保険税に未納がある世帯は、交付(短期間保険証、資格証明書)の方法が違います。

なお、後期高齢者医療被保険者証(カード型で水色)の有効期限は、7月31日までとなっています。対象者には、7月下旬に保険証を郵送予定です。

国民健康保険加入の方へ
保険証の更新はお済みですか？

国民健康被保険者証の有効期限は、3月31日までとなっています。4月1日からの新しい保険証の更新手続きが済んでいない方は、早急に保険係の窓口で手続きしてください。

春の行政相談週間

役場町民保険課保険係
☎282-1111

5月18日⑧から24日⑨まで、春の行政相談週間が全国一斉に展開されます。みなさんの身の回りで「役場の窓口案内がわかりにくい」「道路標識を改善してほしい」「年金についてわからない」などのご意見はありませんか。行政に関する苦情や意見、要望がありましたら、行政相談員、または熊本行政評価事務所(☎324-1662)まで相談してください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

また、毎月第3水曜日(祝日除く)には、御船町社会福祉協議会で定期相談

裁判や調停、人権相談など身のまわりの紛争解決ため、その法的な手続きについての相談会を無料で行います。相談は、予約制ではありませんので、

無料で法律相談を行います

- ▼場 所 御船町社会福祉協議会「ひばり荘」
- ▼期 間 5月20日⑩ 午前9時～午後3時
- ▼日 時 5月20日⑩ 午前9時～午後3時
- ▼お問い合わせ先 御船町社会福祉協議会
☎282-0785

を実施しています。当日は、弁護士や行政相談員(増永信行さん・木倉)による相談を無料で行います。気軽に相談してください。

来庁順に受け付けます。

▼日 時 5月20日⑩ 午前10時～午後3時

▼場 所 御船簡易裁判所

▼相談の内容

- ・民事／金銭の貸し借り、売買、交通事故、給料、土地、建物、登記など
- ・家事／離婚、療育費、成年後見、相続、遺産など

※人権問題などの紛争や悩み事については、人権擁護委員、民事調停委員が相談を伺って、必要な手続きの申し立てなどを説明します。

▼問い合わせ先 御船簡易裁判所
☎282-0055



交通災害共済で
保障が受けられます

お知らせ

町では、御船町に住民票のあるすべての方を対象にした「交通災害共済」に加入しています。

この制度は、町民の方が次のような事故に遭った場合に、災害の程度に応じて保障が受けられます。

▼交通事故とは

自動車、原動機付自転車、自転車、汽車、電車、航空機、船舶、モノレール、トロリーバスの運行による事故です。

なお、日本国内で発生した交通事故に限りです。

▼事故に遭った場合

事故に遭ったら、必ず警察に届け出を行ってください。

▼請求期限

事故に遭った日から、1年以内

▼請求方法

▶災害の程度と保障内容

区 分	災害の程度	金 額
1 等級	死亡	100,000 円
2 等級	180 日以上の治療	50,000 円
3 等級	90 日以上の治療	30,000 円
4 等級	30 日以上の治療	15,000 円
5 等級	10 日以上の治療	10,000 円

治療(入院・通院)が済んだら、役場総務課地域・防災係で必要な書類を参し、請求手続きを行ってください。

▼請求に必要なもの
①印かん②交通事故証明書③診断書(診療報酬明細書)④住民票の写し

▼請求・問い合わせ先
役場総務課地域・防災係
☎282-1111

交通災害共済(任意保険)に
加入してください

御船町町民交通災害共済は、御船町民の交通事故による災害に対して、口数や障がい等の等級に応じて、共済金を支給する制度です。

県内では、交通死傷事故の発生が依然として高く、飲酒運転などの悪質で危険な運転による死傷事故が後を絶たない状況です。

また、交通事故死者の半数以上を高齢者が占めるなど交通事故情勢は厳しいといえます。

ぜひ、「交通災害共済」に加入してください。

▼申し込み時期

いつでも申し込みできます

▼申し込みに必要なもの

印かん、加入口数に応じた現金

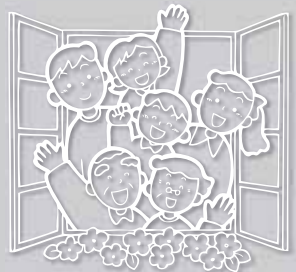
▼申し込み・問い合わせ先

役場総務課地域・防災係
☎282-1111

▶交通災害共済の内容

口 数	掛金 (年額)	死 亡	障がい (1級～14級)	入院・通院(1日つき)	
				入 院	通 院
10口	1,050 円	100 万円	4 万円～ 100 万円	2,000 円	1,000 円
20口	2,100 円	200 万円	8 万円～ 200 万円	4,000 円	2,000 円
30口	3,150 円	300 万円	12 万円～ 300 万円	6,000 円	3,000 円
40口	4,200 円	400 万円	16 万円～ 400 万円	8,000 円	4,000 円
50口	5,250 円	500 万円	20 万円～ 500 万円	10,000 円	5,000 円

※入院は180日、通院は90日までが限度です。



生活便利帳

- ▶役場(保健センター含む)
☎282-1111
- ▶教育委員会
(カルチャーセンター)
☎282-0888
- ▶スポーツセンター
☎282-4111
- ▶恐竜博物館
☎282-4051
- ▶天君ダム
☎284-2057
- ▶御船町甲佐町衛生施設組合
(ゴミ焼却場) ☎282-0688
- ▶吉無田高原「緑の村」
☎285-2210
- ▶養護老人ホーム「オアシス」
☎282-0459
- ▶浄水センター
☎282-7066
- ▶御船地区衛生施設組合
(し尿処理場) ☎282-2970
- ▶社会福祉協議会
☎282-0785
- ▶上益城消防署
☎282-1955
- ▶御船警察署
☎282-1110
- ▶上益城地域振興局
☎282-2111
- ▶御船保健所
☎282-0016
- ▶御船町地域包括支援センター
☎282-2911